

遺伝子組み換え作物 10都道府県が独自規制

2006年08月19日06時17分

遺伝子組み換え（GM）作物の野外栽培を、自治体が独自に規制する動きが全国に広がっている。朝日新聞社の調べでは、東京、新潟、兵庫、徳島など10都道府県が、条例やガイドラインを定めていた。既成の作物との交雑や混入を防ぐのが主な目的だ。だが、GM作物には安全性や環境への影響に対する懸念も根強く、各自治体には農産物のブランド保護やトラブル回避という思惑もある。国の統一したルールを求める声も出始めた。



遺伝子組み換え作物の「規制」の動きと対象作物

条例で規制しているのは5道府県。今年1月の北海道を皮切りに、4月に千葉、京都、徳島、5月には新潟が施行した。ガイドラインは5都県。茨城、滋賀、岩手が04年に制定したほか、今年4月に兵庫、5月には東京が策定した。

市レベルにも広がっており、茨城県つくば市が9月にガイドラインを施行するほか、愛媛県今治市は条例案を9月議会に提案する方針だ。

野外栽培を規制するのは、GM作物の花粉が飛んできて交雑する可能性があるからだ。北海道の条例は、GM作物を栽培する場合、隣接する同種の作物の畑や田との隔離距離を、イネは原則300メートル以上、テンサイは2000メートル以上、トウモロコシは1200メートル以上などと定めた。農林水産省系の試験研究機関の実験栽培指針の倍程度の距離を求めている。

規制内容が特に厳しいのは、農業が主産業の北海道や、ブランド米のコシヒカリをもつ新潟県。違反者に1年以下の懲役や罰金50万円以下という罰則規定を盛り込んでいるほか、野外で栽培実験を行う試験研究機関は「届け出制」、農家の一般栽培は「許可制」としている。

新潟県は厳しい規制を設けた理由を「交雑があつてからでは、もう対応できないからだ」（農業総務課）と説明する。

規制の背景には自治体のイメージ戦略もある。いったん交雑や混入が起きると、実害の大きさにかかわらず、イメージの悪化による市場価格下落などの経済的被害を被りかねないためだ。

徳島県は「産地間競争に対応するための県産農産物のブランド化戦略の一環」（とくしまブランド戦略課）と消費者のイメージ重視を強調。京都府も、京の伝統野菜のブランドイメージを保つことが狙いだという。

GM反対派の農家や消費者とのトラブル回避という側面もある。北海道や新潟県、つくば市などでは、試験研究機関の栽培実験計画などに地元農家や生協関係者、消費者らが強く反発した。

GM作物の栽培は、生物の多様性を確保するためのカルタヘナ法などで規制され、野外栽培できるのはイネ、トウモロコシ、大豆、カーネーション

ンなど91品種（一部条件付き）。さらに食品衛生法や飼料安全法による安全性審査などを通った品種なら、民間企業や農家は法的には自由に作付けできるが、国内ではまだ商業栽培の例はない。

農林水産省農産安全管理課は「法律でGM作物の安全性は担保されているが、作らないというのは地域の選択。規制をやめろという話ではない」としている。だが、自治体関係者からは「今は地域ごとにバラバラ。国が一般栽培のルールを定めるべきだ」という声も出ている。



〈キーワード：遺伝子組み換え（GM）作物〉 通常の品種改良は交配を重ねて行うのに対し、遺伝子を組み換えて品種改良した作物を指す。94年に米国で開発されたトマトが実用化第1号とされる。本格的な商業栽培は96年から。農水省によると、05年時点で計21カ国で栽培されているという。

日本は04年2月、GM作物の環境への影響を避けるため、栽培するには農水相、環境相の承認を受けなくてはならないなどとしたカルタヘナ法を施行。食品衛生法などの規制もあるが、長期的に食べたときの安全性や自然界への影響などに消費者の不安感も強く、国内の商業栽培はなく実験レベル。